

近世村落の子供組と寺子屋

吉田 勉

—「イエ」と「ムラ」を超える可能性—

はじめに

幕末期の日本に滞在したスイス使節の首席全権のアンペールは、日本の子どもたちについて次のような印象を語っている。

ざっとこうした環境の中で、日本の子供は伸び伸びと育ってゆく。まず、両親の家にもましてすべての自然のままに、まったく田園風に過ごすのである。自然こそは子供らを守る芝生にほかならない。両親はとりわけ世話をやかず、玩具にも、遊戯にも祭礼にも干渉しない。ただ子供を教育することだけに関心をもち、それを唯一の楽しみとしている。

本来の学課としては、唄を合唱し、「いろは」を大声をあげて唱え、本を朗読しアルファベット「いろは」を墨と筆とで書き、やがて語を綴り、文章を書くのである。（中略）しかも成

年に達した男女とも、読み書き、数の勘定ができる。

『アンペール幕末日本図絵』上巻⁽¹⁾

アンペールがいたく感心しているのは、日本の子供が「自然のまま」「田園風」な環境の中で「伸び伸びと育って」おり、両親は「とりわけ世話をやかず、玩具にも、遊戯にも、祭礼にも干渉」せず、ただ「教育することだけに関心」をもっていることと、「成人に達した男女とも」読み書き、数の勘定ができることである。ここでいう玩具・遊戯・祭礼などはいわゆる「村落の共同体的産育慣行」の世界であり、「教育」とは寺子屋教育のことである。

アンペールの叙述を、子供たちサイドから見れば、両親のコントロールの埒外にある共同体的産育慣行の世界と、両親のコントロールの埒内にある寺子屋教育の世界が併存していたと言えることになる。アンペールの目に映った世界は、幕末期日本における子

供の世界の実像をよく伝えているのだろうか。両親のコントロールの埒外と埒内にあるふたつの世界はどのように併存し、どのように関係するのだろうか。

共同体的産育慣行の世界については、日本民俗学の成果に依拠しながら、「村の子育ての習俗の全体像を導き出してみよう」という方法がとられてきた。帯祝い、産立飯、宮参り、初節句、食い初め、誕生祝い、七五三の祝い……、七つになれば村の子供集団参加……一連の妊娠から成長を祝う行事、村の年齢集団参加などの習俗が明らかにされている。本稿ではこうした民俗学の成果や、家・親族集団・村落にかかる日本民族学の成果に学びながら、子供組と寺子屋教育の併存という事実に着目することで、近世村落における子供の世界への歴史的アプローチを試みてみたい。

一 昭和初期の子供組

私が調査フィールドとしている大宮市域（当時の片柳村大字染谷）においても、戦後まもなくまで「子供連中」が存在し活発な活動を続けていた。以下染谷の「子供連中」についてのレポートは、一九二〇（大正九）年生まれの三枝敏夫さんからの聞き取りによる。

大字染谷は近世期には染谷村といい、村は東西ふたつの組で構成されていた。東組の鎮守が八雲神社、西組の鎮守が氷川神社で、総鎮守はなく、祭礼も別々に行っていたところを見ると、両組は

かなり独立性が強かったようである。三枝さんたちは、小学校にあがると、東西の組を単位とする「子供連中」に「仲間入り」する。なお、当時「ごゆうだん」（互友団、または御友団？）とも呼ばれており、現代の通学班的な性格を有していたらしい。「子供連中」のリーダーは、当時の高等科一年生、二年生らが勤めたという。

「子供連中」の活動には、年中行事の主宰（六地藏様、庚申様、地藏様）、日常的な活動（水泳遊び、鳥取り、魚取りなど）のふたつの側面があった。六地藏様をやや詳しく見てみよう。村内常泉寺にある六地藏様をめぐる年中行事は、「子供連中」がすべて主宰した。行事が近づくと、「子供連中」は「お灯明をあげるから、お金を下さい」といって同寺の壇家をまわって歩き、集めたお金を資金にして、六地藏様を手づくりの灯明で飾り、おとなたちのお参りを迎えたという。六地藏様をはじめ、庚申様、地藏様の行事はすべて、「子供連中」だけで主宰され、子供たちの「自治的」な活動であった。

また日常的な活動においても、高等科のリーダーから子供仲間に対して、水泳の技術や鳥取り、魚取りなどの仕掛けづくりや取り方の技術が自然と伝達された。三枝さんは、「親たちもどうのこうのと干渉しなかった」「あの時分は、自然との遊びが、自然なカタチであったんだよね」と語る。

幕末期のアンペールは、日本の子供が「自然のまま」「田園風」な環境の中で「伸び伸びと育って」おり、両親は「とりわけ世話

をやかず、玩具にも、遊戯にも、祭礼にも干渉」しなかったと語ったが、昭和初期の染谷においても、「子供連中」の活動のなかにはほとんど同質の世界が展開されていたのである。

二 近世村落の年齢集団と子供組

ではこうした「子供連中」の存在は、いつ頃まで遡ることができらるのだろうか。全国の子供組について豊富な事例を紹介している瀬川清子氏『若者と娘をめぐる民俗』⁽³⁾は、子供組の起源について、「子供群の祭日の活動は年々行われ、これに参加する人員は、世代から世代に密接に継承されるが、多くの場合、若者組のように常設の組織をもっているわけではない」「非常によく整備した恒常的な子供仲間の組織があらこちらの村にあるのは古風なものの名残りであるのか、あるいは若衆組などの模倣による新しい発達であるのかこれについてはまだたしかな結論が出ていない」としている。瀬川氏は豊富な事例研究から、子供群の活動は普遍的に見られるが、子供組の存在は必ずしも普遍的でないという事実を摘出し、子供組の起源について、「古風なものの名残り」「新しい発達」との両説を提示するにとどめている。

たしかに子供組にかかる歴史史料は希薄であるが、近世期の大宮市域にも子供組が存在したことを示す史料がある。

① 櫛引村氷川神社の疱瘡神石祠

〔造立〕 天明三年（一七八三）

〔施主〕 子供中

② 加茂宮村金剛寺の天神宮石祠

〔造立〕 文化四年（一八〇七）

〔施主〕 子供中

③ 加茂宮村熊野神社の天神宮石祠

〔造立〕 不明

〔施主〕 加茂宮村子供中

いずれも子供組が石造物の造立主体として登場してくるケースで、少なくとも天明・文化期の大宮市域の村々に子供組が存在していたことを確認できる。管見では、大宮市域の文字史料（文書や石造物・絵馬などの銘文）において、子供組にかかるものはこの三例のみである。こうした数少ない史料だけから、子供組が近世村落に普遍的に存在していたとはいえない。

さらに民族学が伝える年齢階梯区分を検討してみよう。江守五夫氏が紹介する牡鹿半島の年齢階梯区分には、次のようなものがある。

④ 牡鹿半島小網倉の年齢階梯区分（江守五夫氏『日本村落社会の構造』⁽⁴⁾より引用）

男		女	
庚申講	六一歳	念仏講・ババ講	観音講・ガガ講
年寄契約	四二歳	地蔵講・ヨメ講	手伝娘仲間・孫女仲間
若者契約	一五歳	結婚	
子供契約			

小網倉の部落では、男子はまず「子供契約」＝「子供仲間」に入り、一五歳で「若者契約」＝「若者組」に加入し、四二歳で「年寄契約」に昇進し、六一歳をもって「庚申講」に仲間入りをする。女子は小学校入学前後に「孫女仲間」に、年長になって「手伝娘仲間」に入り、嫁たちの仲間として「地藏講」（山神講とも言う）に加入し、やがて「ガガ講」とよばれる「観音講」に昇進し、最後に「ババ講」とよばれる「念仏講」に仲間入りする。なお、女性の最初の二階梯は明確な集団を形づくっていないと言う。

小網倉の特徴は、小児期を除く全人生行程にわたって、性別・年齢階梯区分別に、基本的に年齢集団を形成していることである。なお江守氏によれば小網倉のような事例は、「わが国の西南部にあってもけっして一般的な事象ではない。むしろ、若者の年齢集団のみがあつて他の年齢集団が見出されない方が通例といえる」^⑧「かように村落の女子成員に関して年齢階梯制が成立しているという事例は、未婚女子の集団（いわゆる「娘組」）をのぞいては、これまで他の地方からは殆ど報告されていない」とされる。先にみた瀬川氏とはほぼ同様の見解である。ただし江守氏は女性の年齢階梯制について、「一定の年齢層の女性のみが加わる宗教的ないし娯楽的な「講」の習俗が広く見出されるのであるが、もしこの「講」習俗が東北の太平洋沿岸の「講」と同じ起源から発するものであったと解されうるとすれば、わが国の年齢階梯制が女性においてもかつて広汎に成立していたとみなされうることになる」と

指摘している。江守氏の年齢階梯制と「講」の関連性の指摘は女性に関わるものであるが、「講」を「村中」「氏子中」「女中」などの村落内集団に拡大すれば、男女の年齢階梯制とこれら村落内集団との関連性も指摘できる。近世大宮における石造物の造立者には、たとえば次のような村落内集団がある。

⑤ 島村・地藏尊

〔造立〕 宝永五年（一七〇八）

〔施主〕 嶋村老若男女

⑥ 下郷・妙光寺の地藏尊

〔造立〕 宝永六年（一七〇九）

〔施主〕 念仏講 村中男女都合七拾一人

⑦ 大和田村・真福寺跡の庚申塔

〔造立〕 享保一〇年（一七二五）

〔施主〕 村中男女四百五拾人

⑧ 西山・馬頭観世音塔

〔造立〕 天明三年（一七八三）

〔施主〕 西山男女講中

⑨ 片柳・熊野神社の敷石奉納碑

〔造立〕 寛政元年（一七八九）

〔施主〕 惣氏子 若者中

例示した村落内社会集団を小網倉の年齢集団と対比させて見よう。⑥の「村中」は男子の「年寄契約」に、「女中」は「観音講（ガガ講）」にあたるものと思われ、⑧の「男女講中」は両者の

合体と思われる。⑨の「惣氏子」は男子の「年寄契約」に、「若者中」は「若者契約」にあたる。さきに例示した①②③の「子供中」は、言うまでもなく「子供契約」にあたる。例示した近世大宮市域の石造物の造立主体に登場する年齢集団は、男子では「庚申講（ジジ講）」を除く三年齢階梯に対応し、女子でも「観音講（ガガ講）」には対応している。また⑤では「嶋村老若男女」とあり、年齢集団を形成していたかどうか明確ではないが、「老」
Ⅱ「ジジ」「ババ」にあたる年齢階梯のものが地蔵尊の造立主体として存在したことは確かである。⑦では「村中男女四百五十拾人」とあり、同時期の地蔵尊には同村の総人口を示す「男女六百人」との表記もあるから、この「村中男女四百五十拾人」は一五歳以上の村民男女のすべてを含むものと推定できる。とすれば、この時期の大和田村の「村中」は「老若男女」Ⅱ各年齢階梯のもののすべてを包含する集団であったと言ってよいだろう。

ここで例示したのは五例に過ぎないが、近世期石造物の造立主体には性別・年齢別の村落内集団が夥しく存在する。近世村落におけるこうした各性別・年齢階梯別集団の存在から、私としてはむしろ「小児期を除く」全人生行程にわたって年齢階梯が明確に設けられている」ことこそ通例であったのではないかと推定する。近世後半から近代にかけて、年齢階梯制に対して解体的に作用する家父長制家族原理や身分階層制の優勢化がすすむのであって、民族学や民俗学が明らかにした「若者の年齢集団のみがあつて他の年齢集団が見出されない方が通例」「村落の女子成員に関

して年齢階梯制が成立して」いないのが通例との見通しは近代以降の実態を示すものではないか。

なお、本稿は大宮市域の石造物に見られる年齢集団を検討したにとどまっております、近世村落における年齢階梯制の普遍的な存在を裏証するには、全国各地の検討は必須で、今後の課題としたい。ともあれ子供組は「村中」「女中」「若者中」など村落内年齢集団のひとつであり、ここまでの検討で、近世期まで遡る事例をいくつか見てきた。

三 子供組Ⅱ年齢集団と「イエ」と「ムラ」

では、村落内年齢集団のひとつである子供組は、村落内でのどのようなポジションを占めていたのだろうか。大宮市域の「子供連中」が六地藏様などの年中行事を「自治」的に主宰した事例をみたが、こうした主宰権限は村落共同体とどのように関わるのだろうか。

⑩延宝五年・一六七七村中若衆吟味之事⁽³⁾

- 一、村中若衆吟味之事
- 一、向山へ□村よりあらすに付きんみ之事
- 一、同山道作に、家なみより壹人つつ出可申之事
- 一、付面谷々さかへまで急度作可申事右之條々耆人也出申候は、其時々之上三升のくわたいにて御座候、為如件

（二四名連名、連花押）

⑪元禄三年・一六八九 若衆書留之事⁽⁶⁾

若衆書留之事

- 一、牛田地くい候事
- 一、分山かり候事
- 一、茶の実取り候事
- 一、宮のゑ折わる事
- 一、てら領あらし候事

右の條々相守可申候若相背者は見懸次第に過代に落し可申者也

元禄三年之午八月二十四日

惣若衆

花押

惣子供衆

花押

⑫元禄三年・一六八九 若き衆吟味之事⁽⁷⁾

若き衆吟味之事

- 一、ちや之実ぬすミ申事
- 一、牛に田くれ申事
- 一、ミヤえゑあらし申事
- 一、はゑ出しえこり申事
- 一、子供わり事申事

右之段々若き衆寄合吟味之上に而公事おみとかにおとし申候上は少もゑこひいき致間敷候為其寄合書とめ仍如件

いづれも滋賀県蒲生郡市原村高木に伝わるものである。⑩の議

定からは、「村中若衆」は「向山」(入山会か)荒らしの「吟味」
 Ⅱ裁判権や、「道作」などへの村民動員Ⅱ行政執行権や、違反者
 への「くわたい」Ⅱ制裁執行権を有していたことがわかる。⑪は
 「惣若衆」「惣子供衆」の議定というべきもので、子供組と若者
 組が列挙されている。⑫の「若き衆吟味之事」の第五條には「子
 供わり事申事」とあり、若者組が子供(惣子供衆)の統括権を有
 していたことがわかる。

これらの三つの史料から、「若衆」集団が「村中」集団とともに、
 村議定違反者への裁判権・制裁執行権を分有し、いわば村の
 「公」権の一端を担うような存在であったことがわかる。そして、
 「惣子供衆」は「惣若衆」の統括下にありつつ、「惣若衆」と列
 挙されるような集団であった。先に大宮地域の「子供連中」が年
 中行事の執行権をもっていた事実を示したが、こうした文脈で見
 ると、子供組もまた村の「公」権の一部を分有するような存在で
 あったことが推定される。

では、このように村の「公」権を分有する子供組、および各年
 齢集団は、身分階層制や各成員が所属する家・親族集団とどのよ
 うに関わるのだろうか。文政年間の赤城山麓原之郷村では、若者
 組が組頭源兵衛を村八分にする事件が起きている。村八分の理由
 は、若者組が主宰する村の祭礼において、源兵衛が村芝居の準備
 に参加しなかったことにあった。祭礼への村人動員権は若者組に
 あり、これに応じない源兵衛に対して、若者組の制裁権が発動さ
 れたのである。高橋敏氏の研究⁽⁸⁾によれば、若者組の中心メンバ―

は特定の階層に属しておらず（上層・中層・下層の各階層にまんべんなく属している）、また村八分をうけた源兵衛と同様、同村最大の同族団船津一家に所属していた。とりわけ興味深いことに、中心メンバーのうち民太・一之助の場合、源兵衛と階層を同じくし、かつ同じ同族団に所属していた。若者組の行動原理は、階層的なものでも、同族団的なものでもなかったのである。階層性と家格制はイコールでないにせよ一定の対応性があり、同族団は家の集合体であるから、若者組の行動原理は、階層性や家―親族集団の原理から、相対的に「自由」であった。

この時期の村落社会において、階層的なものでも、家―同族団的なものでもなく、かつ各階層に分属する若者たちを包括する原理があるとすれば、共同体的なものしかありえない。私は別稿で、共同体的な農民倫理を「自治・平等・連帯」として抽出した。近世後期の村落社会において、若者組こそこうした倫理を体現し、「イエ」と階層の論理を強めていた村落秩序から激しく逸脱していく集団であった。

なお、子供組や若者組等の年齢集団の特徴について、瀬川清子氏は「重要なことは、子供群や子供組が家を基盤にした近代の社会組織にならされた私たちの眼に、一視平等の年齢規制による集団活動として映っているということである」としている。また、江守五夫氏も「またこの制度（引用者注、年齢階梯制のこと）のもとでは、一つの家族の諸成員もそれぞれ自己の年齢に応じて異なった年齢階梯に分属し、その階梯に相応せる地位を得、それに

相応せる行動を社会的に期待されるのであって、各人は家の殻を透して直接に村落の社会的統制に服し、そのかぎり家の封鎖性が著しく希薄となるのである。したがって村落は誇張して表現すれば、『家連合』体たるよりはむしろ年齢諸階梯の連合体という傾向をおびる」「年齢階梯制は、異年齢者間の上下的関係と同年齢者間の水平的関係を同時に含む社会制度として現れる」「年齢階梯制の基底的原理たるこの年輩序列は、身分階層制とは決して相容れない」と指摘している。

両氏の指摘を総合すると、年齢規制を基盤とした集団は、閉鎖性を本質とする「家」や、序列性を本質とする各「身分階層」に対して、「平等」や「水平的関係」を対置し、村落共同体的紐帯をもって、「家」と「家」、階層と階層を、「連合」Ⅱ「連帯」せしめる機能をもつということになるだろう。私が抽出した「自治・平等・連帯」という共同体倫理と、民俗学や民族学が明らかにした年齢階梯制の特徴は、基本的に符合しているように思われる。幕末期のアンベールの目に、日本の子供が両親のコントロールの埒外の世界をもっていると映っていたが、この世界は単に「田園風」「自然のまま」であったのではなく、子供組という年齢集団を組織的基盤としつつ、村落共同体的紐帯Ⅱ「ムラ」の論理に染められていた。両親は、つまり「イエ」の論理は、「ムラ」の論理に染められた子供組の世界に「干渉」しようもなかったのである。

—農民師匠の輩出とその可能性—

次に掲げる「大宮市域における寺子屋普及状況」は、寺子屋関
係石造物に見られる就学者動向の統計的处理に基づいて作成した
ものである。

⑬ 大宮市域における寺子屋教育の普及

前 期 （慶安・正徳）	中 期 （享保・天明）	後 期 （寛政・文政）	末 期 （天保・慶応）	
100	163	323		① 一年あたり の開業数
100	346	863		② 就学者数
	15 %	25 %	40 % 50 %	③ 就学率
		ごく少数	8 % 15 %	男子 女子
村役人層	「大前」層 （上層農民層）	「大前」層および 中間農民層	「大前」層・中間層 および下層農民層	④ 就学階層

のである。

では、幕末期の寺子屋教育のすべては、「イエ」の論理の一角に染められていたのだろうか。先に、幕末期にいたって、寺子屋就学者の階層的・性的限定性は徐々に克服されていたと指摘し

たが、こうした寺子屋教育の普及を支えたのは誰なのだろうか。

大宮市域における寺子屋師匠は、一七〜一八世紀には僧侶のみであった。一九世紀になると、農民師匠が初めて登場し、その後着実に増え続け、幕末・維新时期には全師匠四五人中二二人と半数を占めるにいたる。なお農民師匠の経営規模は、非農民師匠のその二倍強で、幕末・維新时期就学者の実に六六％は農民師匠に就いていたことになり、また女子就学者の八〇％強が農民師匠に就いている。就学者の階層的・性的限定性の克服傾向を担ったのは、村々に輩出する農民師匠たちであった。また、農民師匠の寺子屋就学者は周辺数ヶ村から通っており、その就学圏は寺子屋師匠が所属する村落を超えて広域化していることにも注目したい。

近世後末期の大宮市域で寺子屋師匠をつとめた農民は三七人が確認されており、いずれも有力農民の家長層であった。彼ら農民師匠たちが本職である農業に振り向けるべき一日の時間の大半を費やして、わずかな収入しかもたらさない寺子屋の教授活動に情熱を燃やし、村の教育者であり続けようとしたのはなぜだろうか。高橋敏氏は、駿州農民の分析を通して、幕末期の教育欲求が農村復興への主体的な取り組みの中から生まれたことを指摘している。私も村々に輩出する農民師匠たちを支えた行動原理を検討し、彼らが競争原理としての「自由」や、「村」や「個人」の内面化によって、「イエ」の論理や階層的利害を克服し、村落危機を救う実践的な社会倫理を獲得しつつあったとの提起を行っている。

農民師匠たちをして、「イエ」や階層的利害を相対化せしめた

契機は、貨幣経済の不可逆的な進展がもたらした村落危機であったと思われる。競争原理としての「自由」や、村落Ⅱ地域社会の捉え返しは、新たな「自由」の獲得や、富ますものとしての「村」や「国」という広い視野をもたらしつつあった。彼らの思想的成熟は、かつての「イエ」の論理でもない、かつての「ムラ」の論理でもない、「イエ」と「ムラ」を超える可能性を示すものであった。

幕末期における子供組と寺子屋の併存という事態は、教育を受する子供の側からすれば、「ムラ」の論理を、やがて優勢化する「イエ」の論理がおしのけようとしてつつあったと言ってよく、「ムラ」と「イエ」の対抗性において捉えることができる。しかし、寺子屋の農民師匠たちの思想性が「イエ」と「ムラ」を超える可能性を孕んでいたことは先に指摘したとおりで、さらに幕末期寺子屋の就学圏が一村落を超えて広域化したことを併せ考えると、寺子屋教育は実態的にも「ムラ」を超える地域的広がりを準備しつつあったと言える。子供組の世界が一村落を単位とするという限定性をもつことと、鮮かな対照を示している。幕末期寺子屋教育の世界は、「イエ」の論理を基盤としつつ、「ムラ」の論理をも組み込み、かつ近世的な村落の枠組みを超える新たな地域社会論Ⅱ土着的な近代化の可能性を予感させるものであった。

おわりに

幕末期在地社会にあった子供組と寺子屋の併存という事態は、近代に入ってからどのように推移していくのだろうか。私なりのラフな見通しを示すと、村の教育者であり続けようとした実践的格闘は未成熟のまま近代公教育に吸引され、子供組の世界は近代公教育¹⁴「学校化」に浸潤され、閉鎖的な「イエ」の論理が強まっていくことになる。そして、村の教育者たちが育んだ思想的・実践的可能性は途絶し、子供組等の世界が価値とした「連帯」¹⁵共同体的紐帯は近代天皇制の国家的紐帯に、「平等」志向は「天皇の赤子」としての「平等」に置換されてしまうことになる。土着的な近代化の可能性が途絶させられたことは、実に日本近代の不幸であった。

注

- (1) 『アンペール幕末日本図絵』上巻（雄松堂書店、一九六九）
- (2) 田嶋一「近世社会の家族と教育」（『講座日本教育史2』第一法規、一九八四）など
- (3) 瀬川清子『若者と娘をめぐる民俗』（未来社、一九七二）以下瀬川氏の引用はすべて同書から。
- (4) 江守五夫『日本村落社会の構造』（弘文堂、一九七六）以

下江守氏の引用はすべて同書から。

- (5) 「若者条目集」（『日本庶民生活史料集成・第二十一巻』三一書房）
- (6) 前掲「若者条目集」
- (7) 前掲「若者条目集」
- (8) 高橋敏「村落文化の社会的基盤」（『村落文化の地域生態』一九八七）
- (9) 拙稿「近世大宮の生活・文化・教育の歴史をたどる」（『大宮の教育史調査報告書（IV）』大宮市教育委員会、一九八九）なお、近世農民の「自治・平等・連帯」意識は農民身分の内部で自己完結するもので、幕藩制下の身分制度を前提にするという限定性を有していた。
- (10) 前掲拙稿、および拙稿「農民家族の行方教育」（『叢書〈産む・育てる・教える〉2』藤原書店、一九九一）
- (11) 青木美智男「幕末期民衆の教育要求と識字能力」（『講座日本近世史7』有斐閣、一八八五）
- (12) 青木前掲論文
- (13) 高橋敏『日本庶民教育史研究』（未来社、一九七八）
- (14) 拙稿「村にやってきた近代教育」（『大宮の教育史調査報告書（V）（VI）』一九九〇、未完）で、明治期教育をめぐる村と国家の相剋を検討中である。

（大宮市役所 日本近世教育史）